

新型コロナウイルス感染症に関する生徒の登校可否基準

生徒の登校の可否については、本校の定める以下の基準に従ってご判断ください。

- I (前提) 生徒本人に発熱(37度以上が目安)、または風邪症状、味覚・嗅覚障害等があるときは、登校を控えてください。その後の登校の目安は、発熱の場合は解熱剤を使用せずに解熱してから24時間以上経過後、他の症状については症状が消失した後を目安とします。
- II 生徒本人に上記の症状がない場合は、以下の基準に照らしてご判断ください。
1. 家族が濃厚接触者と認定される可能性がある場合
 - ① 該当家族に風邪症状等がなければ、生徒は登校できます。
 - ② 該当家族に風邪症状等がある場合は、生徒は登校を控えてください。
※ なお、家族が濃厚接触者ではないと判明すれば登校できます。
 2. 家族が(濃厚接触者の認定の有無に関わらず)PCR検査を受検する場合、生徒は登校不可となります。
 - ① 家族のPCR結果「陰性」が判明すれば、生徒は登校できます。
 - ② 家族のPCR結果「陽性」が判明し、生徒が濃厚接触者と認定された場合は、以下「3」へ。
 3. 生徒が(濃厚接触者の認定の有無に関わらず)PCR検査を受検する場合、登校不可となります。
 - ① PCR結果「陰性」が判明すれば、保健所指示の自宅待機期間終了後から登校できます。
 - ② (無症状で)PCR検査結果「陽性」が判明した場合は、保健所の指示に従います。

※ 「家族」は「普段、マスクをせずに接触の多い人」に置き換えることができます。

※ 濃厚接触者の認定は保健所が行います。

※ 生徒が濃厚接触者となった場合にご家族が職場や学校へ行ってよいかどうかは、その職場や学校の定めるガイドライン等に従ってください。

欠席届は本校WEBにあるものをご利用ください。また、判断に迷われた場合は、事務室にお問合せください。

本校事務室 TEL 03-5984-3741

FAX 03-5984-3883